

職場からの闘いで 働きやすい職場に

組合員の皆さん、明けましておめでとうございます

昨年は主任報告など日々連続の闘いを、まさに猪の如く突き進んだ一年でした。退出点呼での管理者との対峙は、必然的に組合員個々の闘いの実践として、「特になし！」の全体的な浸透を図る事ができました。そして、加藤誠二さんの不当解雇に対する抗議・処分撤回を求めたストライキに合わせた非協力闘争として取り組んだ「G番号記入拒否」では、管理者の対応で示されているように明らかに『音』の出た闘いとして展開できました。本当にご苦労様でした。

しかし、特に主任報告反対の闘いはまだその渦中にあり、この現実を打破するには、この間の闘いの実践を通じて強化された組合員個々の自信を組織全体のものとし、さらに闘う姿勢・対決する姿勢をはっきりと示し、他労組の組合員へ波及させていく以外にありません。地道に、しかししっかりと闘いを押し進めていきましょう。

さて、私たちをとりまく社会は刻一刻と変化を遂げています。昨年を象徴する文字に『偽』が選ばれた事は既に皆さんご承知と思います。食品にまつわる偽装、住宅や道路の耐震・耐火偽装や原発のデータ改ざん等数え上げたら枚挙に暇がない昨今、利益最優先の企業倫理・コンプライアンスが問われている中、事態が明るみになるや、決まって責任を現場に押し付け、幹部・責任者は知らぬ、存ぜぬを押し通し、責任を押し付けられた現場の社員はたまったものではありません。

そして何よりも信じ難い・許し難い『偽』は、国家権力によるデッチ上げ＝冤罪です。鹿児島県議選にまつわる志布志事件や富山の連続婦女暴行事件が冤罪として大きく取り上げられた事は記憶に新しいと思います。「強要」をデッチ上げた浦和電車区事件、そして加藤誠二さんを被疑者に仕立てた窃盗事件があります。これらいずれも誰の目から見ても、公安警察によって無理矢理「事件」にさらされているのです。そしてあろうことか司法の場においてさえ、美世志会7名に対する不当判決に社会の世相が示されています。

浦和電車区事件を支援する会の代表で、過去に松川事件を担当した後藤昌次郎弁護士は「裁判の主戦場は法廷の外にある。そこでどれだけ支援を得るかが重要」と述べています。『偽』のまかり通る社会を許さないために、広く大衆、そして職場に訴え・波及する闘いが求められています。**職場からの闘いを押し進めていきましょう。職場を働きやすくしましょう。厳しい現実を乗り越えるためにしっかりと団結していきましょう！ 今年もよろしくお願い致します。**